

2023年度
労災遺児等奨学生募集のご案内

2023年1月
公益財団法人 酒井CHS振興財団

2023年度労災遺児等奨学生募集のご案内

2023年1月

公益財団法人 酒井CHS振興財団
〒102-0081
東京都千代田区四番町7番地
TEL:03-5276-1940
FAX:03-5276-1670
E-mail:shougaku@sakai-chs.or.jp

当財団は、心身健全かつ学業優秀で将来に高い志を持ちながら、扶養者又は本人が労働災害により経済的困難な状況にある学生（労災遺児等である学生）に対し資金援助を行い社会有用の人材を育成することを目的に、労災遺児等である学生の方々を対象とした奨学金の給付事業を実施しています。

このたび、2023年度の労災遺児等奨学生を募集しますので、ご案内します。

「労災遺児等である学生」とは、次の①②③に掲げるいずれかに該当する学生をいいます。

- ① 労働災害で死亡した労働者の子である学生
- ② 労働災害で障害者又は傷病者となった労働者の子である学生
- ③ 労働災害で障害者又は傷病者となった労働者本人である学生

労災遺児等奨学生制度の概要

1 制度の特色

- ・返済不要の給付型奨学金です。
- ・他の奨学金を受給していても応募できます。他の団体から給付型又は貸与型の奨学金を既に受給している、又は、受給を検討している学生も応募できます。
- ・毎月1回、1年間（特待生は2年間）にわたり支給されます。

なお、既に当財団の奨学金を受けた学生の方が、厳しい経済状況が継続している場合には、再度、当財団の奨学金に応募することができますが、当制度では、できる限り多くの方が奨学金を受給できることを基本としていることをご留意下さい。

2 特別待遇奨学生制度について

特別待遇奨学生（以下「特待生」という。）は、上記1の原則を外れて2年間継続して奨学金の支給が受けられます。また、特待生は、下記3に示す資格を有する大学生の中から若干名選出されます。

当財団の奨学金制度の具体的な募集内容は下記のとおりです。また、当財団の奨学金制度や募集内容は、当財団のホームページ (<https://www.sakai-chs.or.jp>) でもご覧いただけます。

記

1 奨学生募集の周知期間及び募集期間

募集の周知期間及び募集期間は、下記の通りです。この間に本ご案内を関係団体及び入手希望の方に配布いたします。また、当財団のホームページからダウンロードすることもできます。

また、奨学生の周知期間及び募集期間中には、申込書の作成方法や添付書類等についてのご質問等にお答えいたします。

周知期間：2023年1月～2023年3月

募集期間：2023年2月1日～2023年6月2日※申請書類必着

2 応募資格

労災遺児等である学生で、奨学生に応募できる者は、次の①②③の全ての条件に適合する方です。

- ① 日本国内にある高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程（修業年限2年以上に限る。以下同じ。）若しくは高等課程（修業年限3年以上に限る。以下同じ。）に在籍していること。
- ② 学術優秀、健康かつ品行方正であること
- ③ 経済事情により学費の支弁が困難であること

3 特待生の応募資格

上記2に示す奨学生に応募できる学生のうち、次の①②の条件に全て適合する方は、特待生（2年間の継続支給）に応募できます。

- ① 大学の理工系または医療系学部・学科（修業年限4年以上に限る。）に在籍していること。
- ② 卒業までに必要な在籍年数が2年以上あること。

4 募集人数

45人程度（特待生を含む）とします。
ただし、若干数増減する場合があります。

5 奨学金給付の内容

奨学生には、次の（1）から（4）までに示すところにより奨学金が支給されます。

- （1）奨学金の種類： 給付（貸与ではありませんので、返済は不要です。）
- （2）奨学金の額：
 - ① 高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程（修業年限3年以上に限る）
：月額2万円（総額24万円）
 - ② 短期大学、大学、大学院及び専修学校の専門課程（修業年限2年以上に限る）
：月額3万円（総額36万円）
 - ③ 特待生：月額3万円（総額72万円）
- （3）支給の方法： 銀行等への振込

(4) 支給の開始時期及び期間

- ① 奨学生の決定通知：2023年7月下旬
- ② 支給の開始時期：2023年8月下旬
 - ・2023年8月（支給開始月）に限り、4月～8月分の5ヶ月分を合わせての支給となります。
- ③ 支給の対象期間：2023年4月～2024年3月までの1年間
 - ・特待生は、2023年4月～2025年3月までの2年間の支給となります。

6 応募の方法

(1) 上記2の応募資格に適合する学生の方

本ご案内5ページの様式1「奨学金受給希望申込書」（以下「申込書」といいます。）の「1 応募学生の方の記入欄」に所定の事項を記入して、8ページの「2 添付書類」の「④ 所得証明書」及び「⑤ 労災遺児等であることを証明する書面」を添え、在籍している学校の担当者に提出してください。なお、この時に本ご案内も一緒に渡してください。

また、特待生を希望する応募者は、本ご案内2ページの「3. 特待生の応募資格」を確認のうえ、奨学金受給希望申込書の「1 応募学生の方の記入欄」の「特待生の希望」欄の□にチェックを入れてください。なお、特待生の人数枠は少ないので資格を有した全ての希望者が特待生に選出されるわけではありません。

(2) 学校の担当者の方

応募学生について、本ご案内2ページの「2 応募資格」、申込書の「1 応募学生の方の記入欄」が適切に記されているか及び「2 添付書類」が添付されているかチェックの上これらを基に審査し、申込者として適格であると認められる場合は、申込書冒頭部分及び9ページの「3 在籍学校の担当者の方の記入欄」に所定の事項を記入してください。

また、10ページの様式2「奨学金受給希望学生推薦書」（以下「推薦書」といいます。）を推薦者に作成していただきますが、10ページの（注）にあるとおりに、「推薦者」は、学校長又は学部長に限り、学校の公印を押して下さい。その後、申込書、推薦書及び添付書類を11ページの応募書類チェック表でチェックした上で、当財団事務局宛に郵送により送付して下さい。

(3) 当財団に提出された全ての書類は、返却しませんので、ご了承ください。

なお、応募は、必ず在籍する学校を通じて行ってください。学生からの直接の応募は受け付けません。

7 奨学生の選考及び決定

応募者について、当財団に設置している選考委員会において、申込書、添付書類及び推薦書を基に審議し、奨学生を選定します。

奨学生として決定した学生の方に対しては、それぞれ在籍する学校を通じて、本年7月下旬に通知します。

特待生は、奨学生の中から選定及び決定され通知します。

(参考：決定後の作業の流れ及びその実施者)

財団事務局：決定通知及び書類一式を、学校担当者宛に送付する（7月下旬の予定）

▽

学校担当者：学生へ結果通知し、書類一式を渡す

▽

学 生：誓約書および振込口座届出書（金融口座は学生本人名義に限る）を作成し、期日までに事務局に送付する

▽

財団事務局：第1回目振込みを行う（8月下旬の予定 但し、書類が期日に間に合わない場合は、届き次第の手続になります。）

▽

学 生：入金を確認して、「奨学金受領確認及び近況報告書」を事務局に提出する
その後、毎月の振り込みの都度、確認して報告書を提出する

※「奨学金受領確認及び近況報告書」の提出が無いと給付を停止することがあります。必ず毎回期日までに提出して下さい。

8 奨学生の順守事項

奨学生の方に守っていただく主なことは、次の①から⑥までに掲げるとおりです。

- ① 奨学生の決定通知受領後、速やかに「誓約書」を提出すること
- ② 毎月の奨学金の入金毎に「奨学金受領確認及び近況報告書」を提出すること
なお、期限までに提出がない場合、奨学金の給付を停止する場合があります。
- ③ 奨学金の給付が奨学生の学業及び生活の両面で実際にどの程度役立っているかを把握するために年1回財団に作文を提出すること（2024年3月）
- ④ 退学、停学、留年、休学又は転学することになったときは、直ちに届け出ること
- ⑤ 転居、扶養者の変更があったときは、速やかに届け出ること
- ⑥ 財団が年1回実施する奨学生（指名された数人）と財団役職員との意見交換会（交流会）に、学業に支障のない限り参加すること（2023年12月頃の予定）

（注）順守事項を怠った場合、又は退学、停学等の場合は、状況により奨学金の支給が停止されることがあります。

9 個人情報等の取扱い

当奨学金給付事業で知り得た情報は、この当事業に関してのみに用い、それ以外の目的には使用いたしません。

また、応募のため提出していただいた書類・情報は、当財団において厳重に管理し、外部には一切開示いたしません。

「応募に協力される学校の担当者の方へのお願い」

本奨学金給付事業は、親が労働災害で亡くなった等の学生を対象としますので、労災補償に係る団体がそのような学生を把握しやすいことから、まず、そのような団体に応募の勧奨を依頼して、協力を得ることから始めておりますことに、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

つきましては、学生から応募したいとの申し出があった場合には、お手数をお掛けいたしますが、何とぞよろしくお取り計らいいただきたくお願い申し上げます。

また、申請書を提出された後に、奨学生が退学、停学になった場合は、速やかにご報告をお願い致します。

奨学金受給希望申込書

提出日：2023年 月 日

公益財団法人 酒井CHS振興財団

理事長 村木 厚子様

2023年度労災遺児等奨学生募集に申込みますので、よろしくお願い申し上げます。

学校名 _____

所在地 〒 _____

(担当者)

部署 _____

役職・氏名 _____ (印)

TEL _____ FAX _____

E-mail _____

1 応募学生の方の記入欄

(注) ○又は☑印を付けるとともに、記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	年 齢	性 別
氏 名		西暦 年 月 日	満 才 (本年4月1日時点)	男 ・ 女
フリガナ		学部、専攻、研究科等の区分		学年
在籍学校名		(修業年限 年) ※欄外を参照のこと		年 (本年4月時点)
扶養者氏名	(本人との続柄：)			
特待生の希望 大学生のみ	※希望の対象者のみ☑してください。 私は理工系・医療系の大学生なので特待生を希望します：☐ (詳細はP2「3特待生の応募資格」参照)			
現住所	(〒 -)			
	扶養者との同居	☐している ・ ☐していない		
	連絡先電話番号 (- -)	携帯電話 (- -)		
	メールアドレス ()			

※修業年限：入学から卒業までに必要な在籍年数。

取得資格	<input type="checkbox"/> 有（内容： _____ ） <input type="checkbox"/> 無	
アルバイト	<input type="checkbox"/> している（内容： _____ ） <input type="checkbox"/> していない	
健康に関する事項	健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 治療・療養中（疾病名等： _____ ）
	治療、療養中に <input checked="" type="checkbox"/> をつけた方のみお答え下さい。 この事は、今後1年間、勉学を継続することに支障を来すことになりますか。 <input type="checkbox"/> はい、なるかもしれません <input type="checkbox"/> いいえ、なりません	
奨学金	<input type="checkbox"/> 受けている ①支給団体： _____ 金額： _____ （円/年 又は 円/月） ②支給団体： _____ 金額： _____ （円/年 又は 円/月） ③支給団体： _____ 金額： _____ （円/年 又は 円/月） <input type="checkbox"/> 受けていない	
労災就学等援護費の受給	<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない	
本人の当奨学金受給歴	<input type="checkbox"/> あり（ _____ ）年 ※全ての受給年度を記入する <input type="checkbox"/> なし	
家族の当奨学金受給歴	<input type="checkbox"/> あり（ _____ ）年（ 兄・弟・姉・妹 ） （ _____ ）年（ 兄・弟・姉・妹 ） <input type="checkbox"/> なし	
応募することになったきっかけ、動機 (注) 本人の他、親等の関係者が当奨学金を知ったきっかけも記入して下さい。 (複数回答可)	いずれかの番号を○で囲み、及び（ ）内に記入してください。 1 当財団のホームページで知った。 2 日本学生支援機構のホームページで知った。 3 (1 親 2 学校担当者 3 その他の人(_____))から勧められた。 4 労災ケアサポーター等から紹介、勧め等があった。 5 労災サポートセンターの資料などで知った。 6 産業殉職者霊堂奉賛会の資料などで知った。 7 (1 労働基準監督署 2 その他役所関係(_____)) から紹介、勧め等で知った。 8 その他 (_____)	

2 添付書類		
① 在学証明書		在籍学校から交付を受けます。
② 成績証明書		在籍学校から交付を受けます（新入生は除きます。）。
③ 健康診断書		直近1年以内に学校で受診した健康診断書又はその写しが入手できる場合は、在籍学校の担当者に相談して入手してください。
④所得証明書	ア．親等と生計を一（共）にする学生の場合	扶養者である親等（父、母、祖父母等）の所得証明書（課税・非課税証明書） 扶養者である親等に依頼して直近のものを入手します。 ※世帯所在地がある市区町村役場が発行
	イ．自ら生計を営む応募学生の場合	応募学生本人の所得証明書（課税・非課税証明書） 応募学生本人が用意します。 ※世帯所在地がある市区町村役場が発行
⑤労災遺児等であることを証明する書面	ア．親等と生計を一（共）にする学生の場合	労働災害を被った（以下「被災した」という。）親の労働者災害補償保険「遺族補償年金証書」、「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写し 扶養者である親等に依頼して入手します。 ※労働基準監督署長が発行
		被災した親と応募学生との親子関係を証明する戸籍謄本（全部事項証明）（写し）
	イ．自ら生計を営む応募学生の場合	被災した応募学生本人の労働者災害補償保険「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写し 被災した応募学生本人が用意します。 ※労働基準監督署長が発行

3 在籍学校の担当者の方の記入欄

(注) ○又は☑印を付けるとともに、記入してください。

学術 (業)に 関する事 項	授業、講義、実験等の出席状況
	留年、その他問題 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	学校行事（体育祭、修学旅行、文化祭等）への参加状況
	科学・文化・芸術・スポーツでの表彰歴 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
授業料免除	<input type="checkbox"/> 受けている（金額： 円／ 月・半期・年 ） <input type="checkbox"/> 受けていない

本申込書で知り得た個人情報、当財団が実施する奨学金給付事業に関してのみに用い、それ以外の目的には使用いたしません。また、応募のため提出していただいたこの申込書及び書類・情報は、当財団において厳重に管理し、外部には一切開示いたしません。

奨学金受給希望学生推薦書	
提出日：2023年 月 日	
公益財団法人 酒井CHS振興財団 理事長 村木 厚子 様	
2023年度労災遺児等奨学生募集に申込みます、当学校の学生である、「 」について、下記の1及び2のとおり推薦いたしますので、よろしく願い申し上げます。	
推薦者	
学 校 名	
役職・氏名	㊟
所 在 地	
担当者の 所属・部署	
役職・氏名	
電話	
1 審査結果に基づく応募資格に適合する理由	
(応募資格に適合するという観点から、本人の学術(業)、健康及び日頃の言動等人格について、それぞれ簡潔に記述してください。)	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
2 在籍学校として推薦する理由	
(本人の経済事情を踏まえ、学術(業)の成就及び人格の形成にとっての奨学金給付の意義と必要性という観点から、簡潔に記述してください。)	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

(注) 推薦者は学校長又は学部長に限ります。㊟は、学校の公印を押してください。

本推薦書で知り得た個人情報については、当財団が実施する奨学金給付事業に関してのみに用い、それ以外の目的には使用いたしません。また、この推薦書は当財団において厳重に管理いたします。

応募書類チェック表

No.	書類名	チェック欄	
1	奨学金受給希望申込書	<input type="checkbox"/>	
2	奨学金受給希望学生推薦書	<input type="checkbox"/>	
3	在学証明書	<input type="checkbox"/>	
4	成績証明書 ※新入生の場合は除く	<input type="checkbox"/>	
5	直近1年以内に学校で受診した健康診断書又はその写し（入手できる場合）	<input type="checkbox"/>	
6	所得証明書 (課税・非課税証明書)	親等と生計を一にする学生の場合は、 父、母、祖父母等のもの	<input type="checkbox"/>
		自ら生計を営む学生は、本人のもの	<input type="checkbox"/>
7	労働者災害補償保険年金証書の写し	<input type="checkbox"/>	
8	戸籍謄本（全部事項証明）（写し） ※応募学生自身が被災者の場合は除く	<input type="checkbox"/>	

(注) チェックをして、不足がないことを確認してください。この表は同封の必要はありません。